

20監一第43号  
平成20年5月20日

請求人代表者  
内田 隆 様

名古屋市監査委員 加藤 雄也  
同 本田 俊一郎



### 名古屋市職員措置請求について（通知）

平成20年5月8日に提出された住民監査請求について、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

なお、桜井治幸前監査委員及びうかい春美前監査委員並びに平成20年5月20日に就任しました林孝則監査委員及び岡本善博監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

#### 記

##### 1 請求の要旨

名古屋市においては、名古屋市会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定により、名古屋市会の各会派に対し、月額55万円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に交付している。

会派の代表者は収支報告書を議長に提出することとされ、議長は、収支報告書が提出された後5年間は会派の経理責任者に対して、会計帳簿や証拠書類の閲覧、調査をする権限を有しており、目的外支出の疑いがあった場合は義務的である。

自由民主党名古屋市会議員団（以下「自民党名古屋市議団」という。）では、月額一人あたり55万円支給される政務調査費のうち5万円を市議団の共通経費としているが、平成13年度の共通経費を調査した結果、合計13,584,541円が目的外支出であることが明らかになった。

同会派はこれを平成14年5月1日以降、名古屋市に返還すべき義務があったが、同債務は名古屋市に対する不当利得返還債務であって、5年の消滅時効にかかるから、平成19年4月30日の経過をもって時効消滅したことになる。

自民党名古屋市議団が収支報告書を議長に提出した平成14年4月30日から不当利得返還請求権が時効によって消滅した平成19年4月30日までの間に就任した議長6名（以下「歴代議長」という。）が調査権限を行使していれば、上記不当利得返還請求権を名古屋市が行使できたはずである。しかしながら、歴代議長は調査権限を使はず、その結果、自民党名古屋市議団の政務調査費の目的外支出を明らかにできなかつたため、名古屋市の自民党名古屋市議団に対する不当利得返還請求権が消滅したことになる。また、上記目的外支出の事実は、議長に就任するほどの市会議員として長い経験を積んだ議員であれば、これを認識していたことと見ることができる。

以上のとおり、歴代議長は調査権限を行使すべき条例上の義務があるのにこれを怠り、その結果名古屋市が自民党名古屋市議団に行使すべき金 13,584,541 円の不当利得返還請求権を重大な過失によって時効に帰せしめたと言えるから、共同不法行為として連帶して名古屋市に上記請求権相当額を賠償する義務がある。

よって、「市長は歴代議長に対し、連帶して金 13,584,541 円を市に賠償させるための必要な措置を講ずること。」との勧告を求める。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

本件請求は、平成 13 年度の自民党名古屋市議団の政務調査費の使途に目的外支出があったにもかかわらず、市長が同会派に対して不当利得返還請求を怠った（第 1 の怠る事実）ため、消滅時効により生じた損害は歴代議長が条例に基づく調査権限を行使しなかったためであるとして、市長は歴代議長に対して損害賠償請求をするべきであるが、これを怠っている（第 2 の怠る事実）として、第 2 の怠る事実を是正するよう求めるものと解される。

まず、請求人の主張する不当利得返還請求権に係る消滅時効について検討する。政務調査費は前金払の方法により支出されており、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、前年度の交付にかかる収支報告書について毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならず、また、議長は提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとされている。したがって、自民党名古屋市議団の平成 13 年度政務調査費の収支報告書について、市長は、平成 14 年 4 月 30 日の経過をもって、議長を経由して知り得る状況にあったので、自民党名古屋市議団の平成 13 年度政務調査費について、仮に名古屋市に対する不当利得返還債務があったとしても、当該債務は、5 年の消滅時効にかかることから、請求人も述べているように、平成 19 年 4 月 30 日の経過をもって時効により消滅している。

次に、住民監査請求の請求期間について検討する。地方自治法第 242 条第 2 項本文は、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときはできない」と定めており、財務会計行為はこれを適用するが、財産の管理を怠る事実については、原則として怠る事実が現に存する限り監査請求ができるものとされている。

しかし、財産の管理を怠る事実が時効による消滅などによって終わった場合については、平成 19 年 4 月 24 日最高裁判所判決において、「怠る事実の終わった日から 1 年を経過したときはこれを対象とする監査請求はできないものと解するのが相当である。」としたうえで、「当該怠る事実（以下「第 1 の怠る事実」という。）が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（以下「第 2 の怠る事実」という。）とした上で、第 2 の怠る事実を対象とする監査請求がされたときは、当該監査請求については、第 1 の怠る事実の終わった日を基準として 1 年の監査請求期間の制限に服するものと解するのが相当である。なぜなら、前記のとおり、第 1 の怠る事実を対象とする監査請求は、第 1 の怠る事実の終わった日から 1 年を経過したときはこれをすることができないにもかかわらず、監査請求の対象を第 1 の怠る事実が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という第 2 の怠る事実として構成することによ

り、監査請求期間の制限を受けずに実質的に第 1 の怠る事実を対象とする監査を求めることができるものとすれば、本件規定が監査請求期間を制限した前記趣旨が没却されるといわざるを得ないからである。」と判示されている。

以上によれば、本件請求は、請求人の主張する自民党名古屋市議団に対する不当利得返還請求権が平成 19 年 4 月 30 日の経過により消滅した日を基準として 1 年の監査請求期間の制限に服すると解されるところ、これを徒過した平成 20 年 5 月 8 日に請求されており、また、地方自治法第 242 条第 2 項本文の例外を定めた同項ただし書の適用について請求人は何ら主張していないので、不適法な請求といわざるを得ない。

よって、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たさず、住民監査請求の対象とならない。

(監査事務局監査第一課)